

## 国土交通省からの営業停止処分について

弊社は、宮城県又は福島県の区域を施工場所として、地方公共団体等が発注する施設園芸用施設の建設工事についての独占禁止法違反により、国土交通省より建設業法第28条第3項の規定により、下記のとおり営業停止処分を受けましたのでお知らせ致します。

お客さまには、多大のご迷惑をおかけし、誠に申し訳なく、衷心より深くお詫び申し上げます。弊社と致しましては、この度の処置を厳粛に受け止め、再発防止に向けて社内のコンプライアンス意識を一層、高めるよう努めてまいり所存でございますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 営業停止処分日

平成 29 年 7 月 12 日

2. 営業停止期間

平成 29 年 7 月 27 日から平成 29 年 8 月 25 日 (30 日間)

3. 営業停止の範囲

全国における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

以上

2017年7月12日

ヤンマーグリーンシステム株式会社  
代表取締役 森山 弘寿